

令和 1 2 基準年度評価替え固定資産評価等業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

令和 1 2 基準年度評価替え固定資産評価等業務委託（以下「本業務」という。）の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第 1 目的

本業務は令和 1 2 基準年度における固定資産の評価替えに向けて長久手市（以下「市」という。）に対する技術的支援及び業務の効率化を図りつつ適正かつ均衡を確保した評価及び課税の実現を目的とする。また、納税通知書発送後に納税義務者からの問い合わせ対応や通常の課税事務を遂行しながら審査申出、審査請求、訴訟等への対応を行うことは、限られた職員だけでは困難であることから、固定資産の評価及び課税に関する専門的な知識や高い技術力を有する事業者から支援を受けることで、さらなる評価の適正化と説明性の向上を実現し、かつ精緻化する評価事務を確実かつ効率的に行える体制を構築することを企図している。

これらの業務遂行にあたっては、高度な専門性及び技術力を如何なく発揮することが求められることから、業務実施能力等の審査を公募型プロポーザルにより行い、最も本業務の遂行に適格と判断される事業者を選定する。

第 2 業務概要

1 業務名

令和 1 2 基準年度評価替え固定資産評価等業務委託

2 業務内容

本業務は、令和 1 2 基準年度評価替えに向けて、状況類似地域区分、標準宅地鑑定評価、路線価付設業務等との一体性を重視した適正な路線価等を評定するものであり、また、固定資産（土地・家屋・償却資産）の評価や課税に対する支援、多様化する審査申出や審査請求、さらに訴訟があった場合の助言などのコンサルティング業務を行うものである。

詳細な業務内容は、別紙「令和 1 2 基準年度評価替え固定資産評価等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

3 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

4 見積提案上限額等

この業務に係る見積提案上限額は、令和 9 年度 8, 1 8 4, 0 0 0 円、令和 1 0 年度 9, 6 5 8, 0 0 0 円、令和 1 1 年度 8, 7 6 7, 0 0 0 円の計 2 6, 6 0 9, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）であるから、業務

委託料の積算にあつては、予算の範囲内とすること。

第3 契約担当部局

〒480-1196

長久手市岩作城の内60番地1 長久手市総務部税務課資産税係

電話0561-56-0609

FAX0561-63-2100

e-mail : zeimu@nagakute.aichi.jp

第4 参加資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、参加表明書提出時において次の要件を全て満たした者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 長久手市入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 「長久手市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月25日付け長久手市長・長久手市教育委員会教育長・愛知県愛知警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (4) 長久手市指名停止取扱要領に基づく指名停止措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (7) 令和6年4月1日以降に愛知県内の市町村が発注する土地評価業務（固定資産税に係る路線価の付設を主とする業務）を受託した実績を有すること。
かつ、事業所が愛知県内にあること。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（第1号様式）

イ 会社概要書（第2号様式）

ウ 業務実績書（第3号様式）

エ 配置予定技術者の経歴等（第4号様式）

(2) 提出期限 令和8年9月24日（木）午後4時まで

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送

郵送の場合、配達日時に配達されたことを証明できる方法とすること。また、提出期限までに必着のこと。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

市は第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年10月1日（木）までに次に掲げる事項を記載した参加資格確認結果通知書（第5号様式）を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和8年10月5日（月）まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送

郵送の場合、配達日時に配達されたことを証明できる方法とすること。

また、提出期限までに必着のこと。

(3) (2)の説明を求められたとき、市は、令和8年10月9日（金）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

3 参加の辞退

企画提案書提出期限まで本プロポーザルの参加を辞退することができる。その場合は、速やかに税務課に電話連絡した上で、プロポーザル辞退届（第6号様式）を持参又は郵送により提出すること。

第6 説明会

説明会は実施しない。

第7 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。仕様書は業務の最

低限の要求事項を記載したものであり、各項目について提案者独自の視点で必要と考える事項を提案すること。

1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

(1) 業務方針について

本業務の取組方針、業務を実施する上で重視する事項、業務の進め方、本業務における発注者と提案者の役割分担等について記載すること。また、本業務において提案者の有する専門性をどのように発揮するかについても記載すること。

(2) 路線価付設について

詳細な業務内容は仕様書第18条から第35条までのとおり。
具体的な作業方法及び重視する事項について記載すること。

(3) 土地評価支援について

詳細な業務内容は仕様書第36条から第42条までのとおり。
具体的な作業方法及び重視する事項について記載すること。

(4) 家屋評価支援について

詳細な業務内容は仕様書第43条から第46条までのとおり。
具体的な作業方法及び重視する事項について記載すること。

(5) 償却資産評価支援について

詳細な業務内容は仕様書第47条のとおり。
具体的な作業方法及び重視する事項について記載すること。

2 企画提案書の書式

次の書類を提出すること。

(1) 企画提案書

(2) 業務に係る事業費積算内訳

提案書の業務内容に則した見積書を提出すること。年度ごとの内訳が分かるように作成し、積算根拠を添付すること。

(3) その他必要な書類

3 記入上の注意事項

(1) 企画提案書はA4版左綴じ20ページ以内とすること。

(2) 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。

(3) 提案書一式は、本業務の業務名及び提案者の商号又は名称を記載したラベルと表紙及び背表紙に貼付したA4版縦の紙製ファイルに1部ずつ綴じて提出すること。

4 提出方法等

(1) 提出期限 令和8年10月15日（木）午後4時

(2) 提出場所 第3に同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送

郵送の場合、配達日時に配達されたことを証明できる方法とすること。また、提出期限までに必着のこと。

(4) 提出部数 4部

5 企画提案書等の著作権等の取扱い

(1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

(2) 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、長久手市情報公開条例（平成13年長久手市条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第8 質疑応答等

(1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり提出すること。

ア 提出書類 質問書（第7号様式）

イ 提出期間

参加表明書に関すること 令和8年9月15日（火）まで

企画提案書に関すること 令和8年10月8日（木）まで

ウ 提出場所 第3に同じ。

エ 提出方法 持参又は電子メール

(2) 質問の回答は、質問者名を伏せて市公式ホームページに掲載する。

(3) 質問の回答は、実施要領、仕様書等の追加又は修正とみなす。

(4) 参加表明書を提出していない者からの企画提案書に関する質問は受理しない。

第9 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5) 見積書が見積提案上限額を超過した場合

第10 企画提案の審査方法及び評価基準

1 選定委員会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、令和12基準年度評価替え固定資産評価等業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

選定委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。なお、企画提案者が4者以上の場合は、企画提案書の審査を事前に行い、選定委員会において選定された者についてのみヒアリング等を行う。なお、事前審査を行わなかった場合は事前審査通知書（第8号様式）を、事前審査を行った場合の審査結果については、事前審査結果通知書（第9号様式）を用いて通知する。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。また、プレゼンテーションの前後5分程度、準備及び後片付けを行うことができる。説明は仕様書第40条及び第41条若しくは提案者が重要と考える事項若しくはアピールポイントと考える事項を中心に行うこと。

イ 企画提案追加資料の配付や差替えは禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

ウ プレゼンテーション等の参加者は、責任者及び主担当者（主任技術者）の5名までとする。また、業務内容については必ず本業務担当予定者が所要時間の半分以上の説明を行うこと。

エ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

オ 大型ディスプレイ（SHARP製 型番：PN-CD701）及びケーブルは本市で用意するが、それ以外で必要なものがある場合には、提案者が持参すること。

(2) 実施日時及び場所

第10 2で示した様式により通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別紙で示す評価項目及び評価基準に基づき審査及び評価を行う。

4 受託候補者の特定

(1) 評価は、選定委員会で行う。審査方法は、企画提案書等の書類、プレゼンテーションについて予め定めた評価基準及び配点に基づいて評価を行う。

(2) 委員1名あたり100点満点、合計300点満点で、各審査委員の採点の合計点が最も高い者を最優秀提案事業者に決定し、本業務の受託候補者とする。

る。なお、各委員の採点の合計点で180点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から最優秀提案事業者を決定する。

- (3) 各委員の採点の合計点が同点となった場合は、次の方法により順位を決定する。

ア 評価項目「企画提案」の点数が高い者を最優秀提案事業者とする。

イ アも同点の場合は、評価項目「土地評価支援」と評価項目「家屋評価支援」の点数の合計が高い者を最優秀提案事業者とする。

ウ イも同点の場合は、見積書の金額が低い者を最優秀提案事業者とする。

エ 最低基準点以上の者がいなかった場合は、最優秀提案事業者の決定は行わない。

5 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、審査結果通知書（第10号様式）を用いて速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 審査の経過及び審査員

第11 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託予定者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。なお、当該業務仕様書とは別にその他必要な事項として特記仕様書を作成することができる。

2 契約保証金

免除する。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

この業務は、令和9年度から令和11年度（令和9年4月1日から令和12年3月31日）までにわたるものである。

令和8年度中に契約を締結するが、市担当者と調整の上、令和9年4月1日から、速やかに業務に着手すること。

業務委託料の支払は、前払い及び年度途中での部分払いは行わず、年度ごと

の後払いとする。ただし、令和８年度は０円とする。

第１２ スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
プロポーザル実施要領の公表	令和８年８月３１日（月）
参加表明書の提出	令和８年９月１日（火）から 令和８年９月２４日（木）まで
参加資格要件確認結果通知	令和８年１０月１日（木）
企画提案書提出期限	令和８年１０月１５日（木）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和８年１０月２９日（木）予定
審査結果の通知	令和８年１１月６日（金）予定
契約締結	令和９年１月２８日（木）予定

第１３ 情報公開

企画提案者から提出された企画提案書等について、長久手市情報公開条例（平成１３年長久手市条例第２４号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報については非開示とする。また、受託候補者の決定に影響を及ぼす恐れのある情報については、受託候補者決定後の開示とする。

第１４ その他

- １ 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- ２ 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ３ 提出された書類は返還しない。
- ４ 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- ５ 提案は１者から１提案とする。
- ６ 提案書の提出期限後は、提出書類の追加及び変更は原則として認めない。
- ７ 配置予定技術者の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情がある場合等で市が認める場合はこの限りでない。